

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月9日（火） 午後1時30分
- 2 開催場所 マリーホール宮田
- 3 出席委員（農業委員11名＋推進委員1名）

### 農業委員（11名）

会長 安部英輔、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、4番 吉崎康正、  
5番 森田広富、6番 塩川和秀、8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、  
11番 占部 博、12番 遠藤讓一、13番 阿部 進

### 推進委員（1名）

1番 松田隆春

- 4 欠席委員（欠員は農業委員1名）  
（農業委員 2名）会長代理 安河内龍一、7番 春田章匡  
（推進委員 2名）9番 奥水英治、5番 小野 博文

### 5 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 審議案件

- （1）議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （3）議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

#### 第3 報告事項

- （1）報告第3号 農地法第18条第6項の合意解約について
- （2）報告第4号 非農地証明願の届出について

### 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次  
係長 佐野 史晃

主査 原 美佐子

委員 本日、推進委員の欠席により意見聴取のできない案件について、採決の先送りを求めます。

会長 只今の意見について、賛成の方は挙手をお願いします。(挙手多数)  
それでは、本日議題の第5号議案の事件番号1と2、そして、第6号議案については、来月に審議を先送りします。

#### 8 会議の概要

議長 ただ今から令和5年度 第2回農業委員会を開会いたします。本日の委員13名中10名出席ですので、総会は成立しています。議案第5号の1番と2番については、来月に審議を先送りとなりました。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。8番 高崎委員、9番 水上委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。  
まず議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係長 1ページ議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。先ほどのようなご意見により、事件番号3番を読み上げて説明します。

#### 【事件番号3番 説明】

議長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見ををお願いします。

委員 問題ありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 なし

議長 それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに

賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 19 ページ議案第7号 農用地利用集積計画の決定につきまして、20 ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

継続分は他20筆の合計面積が25,414㎡となります。22～25 ページをご覧ください。新規合計37筆の利用権設定となり、合計面積が48,817㎡となります。以上となります。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 私から一点、20 ページ、継続の4番に市の標準単価という方がありますが、市の標準単価は決めていたでしょうか。

係 長 毎年、市の平均単価というのを広報で公表しています。最新の金額は、1万200円程度です。

議 長 市の標準単価という言い方が気になるが。

係 長 地区によっても金額の変動はありますので、いくらからいが妥当ですか、と聞かれたら、地区の農事の方に聞いてください、というようなやりとりをする場合がございます。

議 長 そのような説明の仕方では受け付けるのはいいと思いますが、市の標準単価という言い回しは抵抗があるが。

局 長 市としましては、純然たる、去年一年間の平均を出しただけの金額を公表しております。

- 議 長 市という公の機関が、標準単価というものを出すというのは問題があるような気がしますので、よろしくお願いします。他にございませんか。
- 委 員 新規の11番の案件に、玄米180キロとあり、下の2行ともに〃の印がついています。一筆に対し180キロと誤解を受ける恐れがあるので、3筆合わせてとか、トータルでという記述に工夫してはどうですか。
- 係 長 表を一つにしたりして、表現するよう検討します。
- 委 員 ばらつきがあるので、地区によっても差があるのか。あまりにも、差が生まれるのはどうかと思うが、いい方法はないか。
- 係 長 耕作者の方は、地域の相場とかをご存知いただいているが、相続された子供さんなど、都市部にお住いの方などは、なかなかご存知ないので相談を受ける場合がある。その際、地域の田んぼを持たれている方に聞いてくださいなどとお伝えしています。
- 委 員 相続の相談窓口、市にあるならお知らせしてほしいし、ないなら、創設してほしい。
- 係 長 相続したら、農業委員会に届出が必要なので、自主的にされる方もいますが、わかられない方もいると思いますので、広報などで周知を行いたいと思います。
- 委 員 昔は、亡くなったからといって、登記などの手続きはしないことが多かったようです。その流れが現在もきているのか。
- 係 長 ただ、令和6年の4月からは、相続登記の義務化になるようです。なので、あと1年以内には皆さん相続登記されるのではないのでしょうか。
- 委 員 農事組合などを通じて周知していただくのもいいのではないか。
- 係 長 市の固定資産税の担当課から、そのような周知がいつているのではないかと思います。名義変更、相続登記の義務化について。最近、窓口での相談が増えてきてはいます。
- 委 員 全体として継続が21件で、新規が37件、行政の担当者として、これ

をどのように分析していますか。これだけ土地が流動化しているということか。あるいは、以前から言われていたように、口約束だったものを正式に手続きした結果か。あるいは、世代交代、高齢化。

係 長 感覚としましては、相続等によって、これまでは、口約束でしてきたものをきちんと契約を結ぶという方が増えてきたのは事実。また、経営所得安定対策等ありますので、その申請のためには利用権の設定か期間借地の契約が必要となります。それもあると思います。

委 員 浸透してきたということですね。

係 長 中間管理機構を通す方法もありますけれども、利用権設定がシンプルで簡単ですので、市としては、利用権設定を進めてきた結果、手続きされる方が増えていると思います。

議 長 それと、利用権を広報等で周知を進めてきた結果もあると思います。それと、先ほどの件で、各委員にお願いですが、地元でどなたかが亡くなられた、相続などはどうしたらいいのかというお声を聞かれたら、落ち着かれたら農業委員会に届出、申請などされるよう指導して下さい。市全体の農地の把握につながります。

委 員 利用権設定している人が亡くなったときは、利用権はどうなりますか。

係 長 本来、所有者の方が亡くなれば、新たに手続きしなおすべきでしょうが、残り期間が1年程度であれば、次の更新の時に変更でも構いませんというご案内をしております。

委 員 貸し手がなくなった場合はそうでしょうが、借り手が亡くなった場合は。

係 長 それは、改めて結び直してもらいます。一旦解約してもらいます。

委 員 借り手が亡くなったときは、次の借り手の世話が必要になると思うが

係 長 地元の農業委員、推進委員にご相談させていただきます。

委 員 まずは、地域内の方に紹介いただくようお願いしたい。

局長 事務局でも、そのような相談があったときの流れを確認し、職員に共通認識を持たせるよう、体系的に進めていきます。

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議長 次に日程第3、報告事項でございます。  
報告第3号、農地法第18条第6項の合意解約、  
報告第4号、非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

係長 27ページ、報告第3号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、  
28ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

他8件合計20筆の合意解約となります。

引き続き、30ページ報告第4号 非農地証明願届出につきまして、  
31ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

他1筆、合計面積の829㎡となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となります以上となっております。

議長 ただ今の事務局からの報告、第3号から第4号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。